

知的財産管理技能検定2級完全マスター①特許法・実用新案法【改訂7版】をご購入いただいた皆様へ

第44回(2023年3月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター①特許法・実用新案法【改訂7版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第45回	2023年7月9日(日)	2023年1月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

改訂に関連する法律

特許庁ホームページ

特許料等の料金改定他

URL : <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2022/2022-42kaisetsu.html>

※2023年3月14日現在

該当箇所	変更前	変更後
P38 Lesson 06 特許調査と IP ランドスケープ 2 出願または登録された特許の調査方法	新たな技術開発を始める前や、開発した技術が特許となりうるかを知りたいとき、特許権侵害であると他社から警告を受け、相手の権利を無効としたい場合などには、先にどのような特許出願があるのかを調査しなくてはなりません。我が国における内国出願人および外国出願人の特許保有件数は約 204 万件 ※であり (2020 年時点)、このように膨大な情報の中から必要な情報を探し出すには、時間と手間がかかります。 (…省略…) <hr/> ※特許庁「特許行政年次報告書 2021 年版 」の記載に基づく	新たな技術開発を始める前や、開発した技術が特許となりうるかを知りたいとき、特許権侵害であると他社から警告を受け、相手の権利を無効としたい場合などには、先にどのような特許出願があるのかを調査しなくてはなりません。我が国における内国出願人および外国出願人の特許保有件数は約 202 万件 ※であり (2021 年時点)、このように膨大な情報の中から必要な情報を探し出すには、時間と手間がかかります。 (…省略…) <hr/> ※特許庁「特許行政年次報告書 2022 年版 」の記載に基づく
P102 Lesson 12 特許出願後の手続き [1] 2 補償金請求権 特許法 65 条 6 項	6 項 第一条、第四条から第四条の三まで、第五十五条、 第五十五条の二 、第五十五条の四から第五十五条の七まで及び第六十八条第三項から第六項まで…	6 項 第一条、第四条から第四条の三まで、第五十五条から 第五十五条の十二 まで、第五十五条の四から第五十五条の七まで及び第六十八条第三項から第六項まで…
P109 Lesson 13 特許出願後の手続き [2] 1 実態審査 上から 7 行目	出願 1 件につき 11 万 8000 円 に、1 請求項につき 4000 円を加えた額です (特 195 条)。	出願 1 件につき 13 万 8000 円 に、1 請求項につき 4000 円を加えた額です (特 195 条)。
P137～138 Lesson 17 特許権の管理と活用 [1] 1 特許権の発生 特許法 109 条	特許法 109 条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七条第一項の規定による 第一年から第十年までの各年分 の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。	特許法 109 条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七条第一項の規定により 納付すべき 特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P140～141 Lesson 17 特許権の管理と活用[1] 3 特許権の管理 特許法 112 条</p>	<p>特許法 112 条 特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。</p> <p>2 項 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。</p> <p>3 項 (略)</p> <p>4 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に、第百八条第二項本文に規定する期間内に納付すべきであつた特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、同条第二項本文に規定する期間の経過の時に さかのぼつて 消滅したものとみなす。</p> <p>5 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百八条第二項ただし書に規定する特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の経過の時に さかのぼつて 消滅したものとみなす。</p>	<p>特許法 112 条 特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条 若しくは第百九条の二 の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。</p> <p>2 項 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。 ただし、当該特許権者がその責めに帰することができない理由により第百八条第二項に規定する期間又は第百九条若しくは第百九条の二の規定による納付の猶予後の期間内にその特許料を納付することができないときは、その割増特許料を納付することを要しない。</p> <p>3 項 (略)</p> <p>4 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に、第百八条第二項本文に規定する期間内に納付すべきであつた特許料及び第二項の 規定により納付すべき 割増特許料を納付しないときは、その特許権は、同条第二項本文に規定する期間の経過の時に 遡つて 消滅したものとみなす。</p> <p>5 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百八条第二項ただし書に規定する特許料及び第二項の 規定により納付すべき 割増特許料を納付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の経過の時に 遡つて 消滅したものとみなす。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P140～141 Lesson 17 特許権の管理と活用[1] 3 特許権の管理 特許法 112 条	6 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百九条の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。	6 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百九条の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の 規定により納付すべき 割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。